

豊川市監査公表第14号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年2月27日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	柴田訓成

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

子ども健康部保育課

2 監査の範囲

令和5年4月1日～ 令和7年1月23日

3 監査の実施期間

令和6年11月20日～ 令和7年1月23日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 補助金・交付金・負担金に関する事務について

イ 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務に関する事務について

オ 人事に関する事務について

カ 組織に関する事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、次の点に注意されたい。

(2) 意見

時間外勤務の状況を確認したところ、複数の職員が、月45時間を超える時間外勤務を、年間6月を超えて行っていた。超過勤務により、集中力が欠如し注意力が散漫となり、ミスの発生につながる恐れがある。そのため、超過勤務の要因の整理、分析及び検証を実施し、職員のワーク・ライフ・バランスと事務効率が改善されることを望むものである。